

解 決 條 項

- 一、解雇者五名
 - 二、解雇手當總額二千七百八十八圓也
 - イ、承 認
 - ロ、承 認
 - ハ、承 認
- 昭和六年十一月二十五日

6

平田組解雇員協議會

日 時	昭和六年十一月十七日	待遇改善對策從業員大會
	同 十二月十一日	評議員會
	同 十二月十八日	解決報告

覺 書 (解決容内)

平田組解雇員一同の勞働條件改定に關し平田組代表平田和三郎氏と平田組解雇員一同を代表せる神戸海友同志會常任松尾益太郎同吉田福一氏との間に團體協約すること左の如し

一、水先船員の口録管割を廢止す

二、解一、二、三、五各號は每一運航貳圓也に積合せ毎一回に付き五拾錢也を支給し、六號八號は每一運航貳圓五拾錢也に積合せ毎一回に付き五拾錢也を支給す 但し其他は毎勘定運賃明細書を交附し之に基いて支給するものとす

三、解雇員の手取勘定に付ては、一、二、三、五、六、八の各號は參拾圓也十號、十六號は參拾貳圓也七、十一、十二、十五の各號は參拾八圓也を各々最低額として同額に充たざる場合は充たざる部分を貸與し貸與せる部分は同額を超過せる場合超過部分より差引くものとす

四、解船修理又は解雇員疾病に因り業務不能の場合は一ヶ月を最少限度として五日までは日給七拾錢也を支給するものとす

五、解雇員の給料金額支拂は月始め五日とし五日休日の場合は六日に支拂ふことを嚴守するものとす

六、解雇手當並に退職、勤続手當の支給制度は之を認め其の程度神戸海友同志會と協定するものとす 但し最少限度、豫告期間として十五日分の手當は如何なる場合を問はず支給するものなり

右各項は事情の如何に拘らず團體協約に據らざれば變更するを得ず覺書成通を複製し各管通を相方に保有するものなり

昭和六年十二月十八日

平田組代表

平 田 和 三 郎

平田組解雇員一同神戸海友同志會代表

松 尾 益 太 郎